

別紙 1

審査基準

「令和 8 年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務企画提案評価表」に基づき、各審査項目について評価し採点する。

令和 8 年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務企画提案評価表

審査項目	審査内容	配点
1 業務の実施方針及び工程計画	○本業務の背景・目的を十分に理解した実施方針であるか ○分析・検討から構想立案までのプロセスが具体的に示されているか ○工程計画が現実的であり、進捗管理体制が適切であるか	10
2 現状分析及び課題整理	○県産木材の需給構造及び流通実態が把握できる手法であるか ○構造的課題及びボトルネックの特定が期待できる分析手法であるか	15
3 需要の創出・確保に関する検討	○県産木材の需要の可能性（需要者、需要規模等）を把握できる手法であるか ○住宅・非住宅・県外を含めた需要創出・確保の検討手法が期待できるものであるか	15
4 新たな流通体制の検討・提案	○川上から川下まで一体的に捉えた流通体制の検討手法が期待できるものであるか ○サウンディング調査や有識者会議の内容を適切に反映するプロセスとなっているか ○事業主体の提案が期待できる手法であるか	20
5 事業持続性の検証	○収支計画及び採算性の検証手法が合理的であるか ○想定されるリスクの分析及び対応策の検討手法が期待できるものであるか	10
6 導入戦略及び事業構想の立案	○段階的導入の検討手法が明確に示されているか ○事業構想の立案（実施主体、役割分担、導入ロードマップ等）が期待できるものであるか	15
7 業務遂行体制	○業務を確実に遂行するための実施体制が確保されているか ○有識者会議において、適切なファシリテーション及び円滑な議論整理が期待できる運営体制であるか ○類似業務の実績が十分であるか	10
8 見積額の内訳	○見積額の内容が業務内容に対して妥当であるか ○積算根拠が明確であるか ○費用配分が提案内容と整合しているか	5
評価点数合計		100

※配分の範囲内で採点を行う。

採点・選考方法

- 各審査委員は、企画提案者ごとに、上記審査基準に基づき採点し、合計点が60点を超えるものに限り、高いものから順位をつける。ただし、各審査項目の審査内容に記載の事項を満たさない場合は配点を0点（不合格）とし、かつ当該審査委員分の評価点数合計を0点とする。
- 審査後、事務局に審査表を提出する。
- 事務局が、各委員の順位を点数化し、合計点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。
- 順位の点数化による合計点数が同点だった場合は、審査基準に基づく各委員の合計点が最も高い企画提案者を契約候補者として選定し、さらに同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。
- 企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。